

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）（抄）（第一条関係）【公布日又は令和八年四月一日施行】
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）（抄）（第二条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）（第三条関係）【公布日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）（抄）（第四条関係）【公布日、令和八年四月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）（附則第九条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）（抄）（附則第十条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第十一条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）（附則第十二条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）（附則第十三条関係）【令和八年四月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）（附則第十四条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）（附則第十五条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十六条関係）【公布日施行】

1
4
12
21
26
28
30
31
32
34
35
37

○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）（抄）（第一条関係）【公布日又は令和八年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案		現 行
<p>目次</p> <p>第一章 第六章（略）</p> <p>第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）</p> <p>第八章 治療と就業の両立支援（第二十七条の三）</p> <p>第九章 外国人の雇用の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二―第三十条の八）</p> <p>第十一章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第十二章 雑則（第三十三条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（国の施策）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国は、第一項第十五号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、何人も職場における労働者の就業環境を害する言動を行つてはならないことに鑑み、当該言動が行われることのない就業環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならない。</p> <p>第八章 治療と就業の両立支援</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第六章（略）</p> <p>第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）</p> <p>第八章 外国人の雇用の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第九章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二―第三十条の八）</p> <p>第十章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第十一章 雑則（第三十三条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（国の施策）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第六章（略）</p> <p>第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）</p> <p>第八章 外国人の雇用の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第九章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二―第三十条の八）</p> <p>第十章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第十一章 雑則（第三十三条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（国の施策）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第六章（略）</p> <p>第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等（第二十七条の二）</p> <p>第八章 外国人の雇用の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第九章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二―第三十条の八）</p> <p>第十章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第十一章 雑則（第三十三条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（国の施策）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を

受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪
すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、
当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制
の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ
有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と
就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものと
する。

3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年
法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保
たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又
はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第九章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因
する問題に関して事業主の講ずべき措置等

第十一章 国と地方公共団体との連携等

第十二章 雑則

（船員に関する特例）

第三十八条 この法律（第一条、第四条第一項第十五号、第二項及
び第四項、第十章（第三十条の七及び第三十条の八を除く。）、
第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を
除く。）の規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十
号）第六条第一項に規定する船員（次項において「船員」という

（新設）

第八章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

第九章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因
する問題に関して事業主の講ずべき措置等

第十章 国と地方公共団体との連携等

第十一章 雑則

（船員に関する特例）

第三十八条 この法律（第一条、第四条第一項第十五号及び第二項
、第九章（第三十条の七及び第三十条の八を除く。）、第三十三
条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。）
の規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六
条第一項に規定する船員（次項において「船員」という。）につ

。) については、適用しない。

2・3 (略)

(適用除外)

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章（第二十七条を除
く。）、第七章、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三
条第一項（第十章の規定の施行に関するものに限る。）及び第二
項並びに第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員に
ついて、第八章、第三十条の二及び第三十条の三の規定は一般職
の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十
三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判
所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を
受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）
第一条に規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百
六十五号）第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

。) については、適用しない。

2・3 (略)

(適用除外)

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章（第二十七条を除
く。）、第七章、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三
条第一項（第九章の規定の施行に関するものに限る。）及び第二
項並びに第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員に
ついて、第三十条の二及び第三十条の三の規定は一般職の国家公
務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律
第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨
時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁
判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に
規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号
）第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）
 （第二条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 第九節（略） 第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動等に起因する問題に関する事業主の講ずべき措置等（第三十一条―第三十九条） 第十一章 国と地方公共団体との連携等（第四十条・第四十一条） 第十二章 雑則（第四十二条―第五十一条） 附則</p> <p>第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動等に起因する問題に関する事業主の講ずべき措置等</p> <p>（職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第三十一条（略）</p> <p>（職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務） 第三十二条（略）</p> <p>第三十三条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の措置等</p>	<p>目次 第一章 第九節（略） 第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する事業主の講ずべき措置等（第三十条の二―第三十条の八） 第十一章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条） 第十二章 雑則（第三十三条―第四十一条） 附則</p> <p>第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する事業主の講ずべき措置等</p> <p>（雇用管理上の措置等） 第三十条の二（略）</p> <p>（国、事業主及び労働者の責務） 第三十条の三（略）</p> <p>（新設）</p>

<p>（次条第五項において「顧客等」という。）の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>3 事業主は、他の事業主から当該他の事業主が講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>5 第三十一条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。</p> <p>（職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務） 第三十四条 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「顧客等言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、各事業分野の特性を踏まえつつ、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

4 労働者は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

5 顧客等は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深めるとともに、労働者に対する言動が当該労働者の就業環境を害することのないよう、必要な注意を払うように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第三十五条 第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項及び第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十九条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第三十六条 （略）

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停の委任）

第三十七条 都道府県労働局長は、第三十五条に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛

（紛争の解決の促進に関する特例）

第三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十条の八までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第三十条の五 （略）

2 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

（調停の委任）

第三十条の六 都道府県労働局長は、第三十条の四に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項

争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 事業主は、労働者が前項の申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停）

第三十八条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十五条から第三十二条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十七条第一項」と、同法第二十六条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第三十一条第一項中「第二十四条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十五条」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第三十九条 （略）

第十一章 国と地方公共団体との連携等

第四十条・第四十一条 （略）

第十二章 雑則

（助言、指導及び勧告並びに公表）

第四十二条 （略）

2 厚生労働大臣は、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場

の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の六第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の四」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第三十条の八 （略）

第十一章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条・第三十二条 （略）

第十二章 雑則

（助言、指導及び勧告並びに公表）

第三十三条 （略）

2 厚生労働大臣は、第三十条の二第一項及び第二項（第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。）の規定に違反

合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告等)
第四十三条 (略)

(資料の提出の要求等)

第四十四条 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項を除く。)を施行するため必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報告の請求)

第四十五条 厚生労働大臣は、事業主から第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

(権限の委任)

第四十六条 (略)

(船員に関する特例)

第四十七条 この法律(第一条、第四条第一項第十五号、第二項及び第四項、第十章(第三十八条及び第三十九条を除く。)、第四十二条、第四十五条第一項、前条第一項並びに第五十一条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)については、適用しない。

している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告等)
第三十四条 (略)

(資料の提出の要求等)

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三十条の二第二項及び第二項を除く。)を施行するため必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報告の請求)

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第二項及び第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

(権限の委任)

第三十七条 (略)

(船員に関する特例)

第三十八条 この法律(第一条、第四条第一項第十五号、第二項及び第四項、第十章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)については、適用しない。

2 船員に関しては、第三十一条第三項並びに第四項及び第五項(これらの規定を同条第六項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条第四項、第四十二条、第四十五条第一項並びに前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第四項(同条第六項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。))中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第三十五条中「から第三十九条まで」とあるのは、「第三十七条及び第四十七条第三項」と、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第三十七条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、前条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十六条から第三十三条まで並びに第三十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十六条から第二十九条まで及び第三十二条中「委員会」とあるのは「調停員」と、同法第二十六条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十七条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。))と、同法第三十一条第一項中「第二十四条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第三十五条」と、同法第三十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十三条中「この節」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四十七条第三項において準用する第二

2 船員に関しては、第三十条の二第三項から第五項まで、第三十三条、第三十六条第一項及び前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十条の二第四項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第三十条の四(「から第三十条の八まで」とあるのは、「第三十条の六及び第三十八条第三項」と、第三十条の五第一項、第三十条の六第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第三十条の六第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、前条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十条から第二十七条まで並びに第三十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第三十条の六第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。))と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第三十条の四」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第二十七条中「この節」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十八条第三項において準用する第二十

十六条から前条まで並びに第三十七条第三項及び第四項」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第三十七条第三項中「前項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十八条 第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除く。)、第七章、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条第一項(第十章の規定の施行に関するものに限る。)、及び第二項並びに第四十五条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、第八章及び第三十一条から第三十四条までの規定は一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

(罰則)

第四十九条 第四十一条第四項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

から前条まで並びに第三十一条第三項及び第四項」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の六第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除く。)、第七章、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項(第十章の規定の施行に関するものに限る。)、及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、第八章、第三十条の二及び第三十条の三の規定は一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 (略)

第五十一条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 (略)

第四十一条 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。